

ASBJ 「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直し  
に関する検討状況の整理」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準審議会（IASB）が、平成 22 年 10 月に金融負債の分類及び測定に関する部分を含める形で IFRS 第 9 号「金融商品」を改訂・公表したこと等を踏まえ、コンバージェンスを念頭に金融負債の分類及び測定に関する検討を進めてきたが、その結果を、平成 23 年 2 月 25 日、検討状況の整理として公表した。

経理委員会では、これに対し、IFRS 第 9 号を基礎に検討を進めることに異論はないとした上で、会社法・税法における影響が大きい純損益の取扱いについての重点的な検討と IASB への積極的な意見発信を願うとする総論のもと、ASBJ より提示された質問事項について意見を取り纏め、平成 23 年 4 月 22 日、ASBJ に提出した。

---

2011 年 4 月 22 日  
社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

企業会計基準委員会 御中

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」  
に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2 月 25 日に貴委員会より公表されました掲題検討状況の整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます

敬具

## 1. 総論

国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS 第 9 号を基礎として、金融負債の分類及び測定の方法を定めていることについて異論はない。引き続き、国際会計基準との整合性を保ちながら基準改定を行っていただきたい。

また、国際会計基準を早期適用する企業については日本基準においても当該基準の早期適用を認める等の柔軟な対応をお願いしたい。

尚、我が国の会計基準において純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係が成立するという考え方を継続するか、それともリサイクリングを認めない方式を採用するかは、金融商品のみならずその他の論点においても同様に会社法・税法における影響が大きい。純損益の取扱いについて重点的に検討いただくとともに、IASB への意見発信についても引き続きお願いしたい。

## 2. 各論

### (質問 1) 複合商品の主契約 (第 7 項及び第 52 項参照)

第 7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準(案)の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準(案)に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準(案)の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

IFRS とのコンバージェンスの観点から、主契約が金融負債以外のものについても会計基準の対象とすることは適切であると考えます。

### (質問 2) 公正価値オプションの適用 (第 12 項及び第 16 項参照)

第 12 項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること(公正価値オプション)が認められています。また、第 16 項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

公正価値オプションの導入は IFRS 第 9 号に沿ったものであり IFRS とのコンバージェンスの観点から、また企業にとって選択肢をひろげるものであるため、適切であると考えます。また、第 16 項で検討されている点についても、IFRS 第 9 号で認められているものであり(IFRS9.4.3.5)、適切であると考えます。

### (質問 3) 複合商品の区分処理 (第 13 項から第 18 項参照)

第 13 項及び第 14 項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第 17 項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案(【案 1】)、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案(【案 2】)の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案(【案 1】)が適切であると考えます。理由は、管理上、組込デリバティブを区分しているときの特段の定めは、IFRS 第 9 号にはない、日本基準特有の定めであるため(企業会計基準適用指針第 12 号第 4 項)、コンバージェンスを念頭に置いた場合、基準差異を設けるのは望ましくなく、また、【案 2】を認めた場合に区分の比較可能性が損なわれる可能性が懸念されるためである。

### (質問 4) 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング (第 24 項参照)

第 24 項では、(1)第 12 項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第 16 項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第 18 項により公正価値で測定し評価差額を純損

益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案B】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

IFRS とのコンバージェンスの観点を重視し、リサイクリングを禁止する【案A】を支持する。純損益と利益剰余金とのクリーン・サープラス関係を維持することを重視する観点からは【案B】が適当であるが、金融負債の満期前に負債の消滅が認識されるケースは多くはないと想定される。

以 上